令和元年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」催行要領

幕別町では、千代田新水路周辺の河川区域の見学・観光を旅行商品の中に取り入れたツアー（以下「ツアー」という。）の実施に当たって、旅行会社等を登録し、催行を決定します。

ツアーの実施を希望される場合は、次によりお申し込みください。

記

１　対象施設について

千代田新水路周辺の河川区域

※詳細は、北海道開発局のホームページをご覧ください。

２　実施期間について

　　令和元年８月15日(木)から令和元年11月15日(金)まで

３　応募要件について

令和元年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」の催行に応募するには、以下の要件を満たすことが必要です。

(1) 次の要件を全て満たしていること。

①幕別町の観光振興に対し、積極的に宣伝広告の活動協力ができること。

②十勝観光連盟の会員（特別会員）であること。

③過去１年以内に主催旅行の催行実績が１件以上あること。

④ツアー催行に対応できる「傷害保険」や「損害保険」に加入していること。

⑤別紙に定めた条件について同意できること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある。

②役員（非常勤を含む。）及び経営又は運営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である。

４　催行申込について

令和元年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」の応募に当たっては、事前申込みが必要なため、応募を希望される場合は、次のとおり必要書類の提出をお願いします。

(1) 提出書類

　　①様式－１【令和元年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」催行申込書】

　　②様式－２【同意書】

　　③添付資料

・会社概要

・過去１年以内の主催旅行の実績を示す書類<ツアーパンフレット等>

　　④ツアーの企画概要書（任意様式（催行希望日・時間、企画内容を記載）。旅行パンフレット（案）可。以下同じ。）

(2) 提出方法等

(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送により事務局まで提出してください。

※ツアー実施日の３週間前までに提出してください。

なお、提出に当たっては、以下の点に注意してください。

1. 持参又は郵送により提出してください。

　　②申告事項等に虚偽内容が含まれていた場合には、令和元年度の施設見学に関する権利を放棄していただきます。

５　登録決定等について

応募された内容を確認のうえ、後日、その登録と催行枠を決定します。

６　ツアーの企画について

(1) 登録と催行枠が決定した旅行会社等には、事務局からツアーの企画、打合せ方法等について連絡しますので、事務局とツアー実施日を含めた企画相談、打合せをお願いします。

(2) 施設見学が可能な日及び時間は、原則として、平日の８時30分から17時00分までとします。なお、希望により事前に見学することも可能ですので、事前見学を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

(3) 天候状況、災害（豪雨、豪雪、地震、津波等）の発生及び突発的なやむを得ない事由により、幕別町が施設見学の実施ができないと判断した場合には施設見学を中止していただきます。また、施設見学の中止及び施設見学中に発生した事故等により、旅行会社等、ツアー参加者若しくは第３者に損害が生じた場合、又は対象施設に損害等が生じた場合については、旅行会社等の責任で対応いただきます。（ただし、河川区域の管理者の管理瑕疵に係るものを除きます。）

(4) ツアーを追加する場合は、ツアー催行希望日の15日前まで（土・日曜日、祝日の場合は、その直前の平日まで）に、ツアーの企画概要書を事務局に提出してください（電子メール可。）

(5) 決定済みの催行枠について、何らかの事情によりツアーを企画することが困難となった場合は、速やかに事務局まで企画辞退を申し出てください。

７　ツアー参加者の募集及びツアーの実施について

ツアーの実施に当たっては、幕別町経済部商工観光課との打合せ事項や、施設使用に当たって定められた制限事項・注意事項等を遵守してください。

８　申請又は問い合わせ窓口

|  |
| --- |
| 事務局：〒089-0692　中川郡幕別町本町130番地１  幕別町経済部商工観光課観光係  ■電話：0155-54-6606（内線282）  ■FAX ：0155-54-5564  ■E-mail：kankokakari@town.makubetsu.lg.jp |

９　その他

(1) 本要領に定めのない事項については、幕別町と旅行会社等との間で協議の上決定します。

(2) ツアーに関する公的な資金援助はありません。

(3) 施設見学部分については、原則、無償とします。

(4) 旅行代金については、施設見学が無償であることを前提として、旅行会社等において設定してください。

(5) 旅行会社において運行されるバスについては、日本バス協会の認定を受けている優良バス会社の利用を推奨します。

(6) 旅行商品に関わる後援、協賛、監修等において、幕別町の名義使用はできません。

別紙

【制限・注意事項】

|  |
| --- |
| ・見学に当たっては、衣服が汚れる場合があります。  ・動きやすい服装と履物（運動靴など）で参加願います。  ・雨天決行時の雨具は、各自で持参願います。  ・カメラ、携帯電話等は河川へ落下する恐れがあるため、ストラップ等の着用をお勧めします。  ・河道内へ降りる行為やフェンス等で立ち入りを禁止している区域への立ち入りは、禁止します。  ・ツアー参加者の不注意によるケガ、事故等については、幕別町では一切の責任を負いません。（フェンス沿い、階段等での事故を防止するため、施設見学前の飲酒はお控えください。）  ・万が一の場合に備え、「傷害保険」への加入をお勧めします。  ・悪天候や災害等の事由により、見学が中止となる場合があります。 |

※　ツアーの実施に当たっては、上記の制限・注意事項を遵守していただくとともに、参加者への周知をお願いします。